

富良野市脱炭素ロードマップ推進計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「令和5年度富良野市脱炭素ロードマップ推進計画策定支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名 脱炭素ロードマップ推進計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「富良野市脱炭素ロードマップ推進計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書等」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 委託期間

契約締結日（令和5年7月中旬を予定）から令和6年1月31日まで

(4) 委託料上限額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算の範囲内で企画提案を行うこととする。

(5) その他

本業務に係る補助金の交付が受けられないときは、中止する場合もある。

3. 参加資格

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑨の要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する。
- ③ 過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）において、元請として地方

自治体発注の以下の実務のうち、いずれか一つ以上の実務実績を有すること。

ア 環境省の「脱炭素先行地域」または「重点対策加速化事業」の応募に向けた計画提案書の作成支援業務の完了実績又は完了予定の実務実績

イ 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業第1号事業の1）」間接補助事業を活用した業務の完了実績又は完了予定の実務実績

ウ 「地球温暖化対策実行計画」の策定又は改定業務の完了実績

エ 「環境基本計画」の策定又は改定業務の完了実績

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。

⑤ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。

⑥ 富良野市暴力団排除条例（平成26年12月22日条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。

⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。

⑧ 富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。

⑨ その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「3. 参加資格」(1)の①から③の条件を共同企業体として満たし、かつ④から⑨の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

① 参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書（様式4）を提出すること。

これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。

② 代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。

③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

令和5年 6月 13日（火） 公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始

6月 23日（金） 参加申込関係書類の提出期限

6月 23日 (金)	企画提案の受付開始
6月 26日 (月)	質問の提出期限
6月 28日 (水)	質問への回答期日
7月 5日 (水)	企画提案関係書類の提出期限
7月 10日 (月)	審査会での企画提案説明 (以下「プレゼン」という。)
(↑予定)	審査結果通知、受託候補者決定
7月 中旬	委託契約締結
令和6年 1月 31日 (水)	委託契約履行期限

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ片面印刷」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3サイズを用いても良いものとする（A4サイズに折り込む）。

(1) 参加申込関係書類

① 提出書類

- ア. 参加申込書 (様式1) 1部
- イ. 納税証明書 (その3の3) 1部 ※取得から3か月以内の写し
- ウ. 履歴事項全部証明書 1部 ※取得から3か月以内の写し
- エ. 会社概要及び業務実績表 1部 ※任意様式

(ただし、次の記載内容を含む/発注者・業務名・業務内容・契約期間・金額

(税込)・業務種別※「3. 参加資格③ア～エ」のいずれに該当するか)

- オ. 業務委託共同企業体協定書 (様式4) 1部 ※共同企業体の場合のみ

② 提出期間

令和5年6月13日 (火) ～ 6月23日 (金) 午後5時

③ 提出方法

上記の期日までに持参 (土日祝日を除く) または簡易書留郵便、メールにより富良野市へ提出 (提出先は「1.1. 問合せ・書類等提出先」に記載)。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「1.1. 問合せ・書類等提出先」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。また、郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、発注者 (本市) は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任

は負わない。

(2) 企画提案関係書類

① 提出書類

ア. 企画提案書 (かがみ)	原本 1 部
イ. 実施体制	原本 1 部と写し 6 部の計 7 部
ウ. 企画提案書 (本体)	原本 1 部と写し 6 部の計 7 部
エ. 工程表	原本 1 部と写し 6 部の計 7 部
オ. 見積書	原本 1 部と写し 6 部の計 7 部

※ア～オの順番にまとめること。

提出書類	様式	規格等
ア. 企画提案書 (かがみ)	様式 2	・所在地や代表者名等必要事項を記載すること
イ. 実施体制	任意様式	・本事業を実施する際の配置予定者とプロジェクト 経験の記載は必須
ウ. 企画提案書 (本体)	任意様式	・別紙「仕様書等」に基づき、基本的な考え方、計 画策定にあたってのポイント、実施する内容、ア ピールポイント、独自提案等を明記すること。 ・また、「仕様書」に記載のない事項であっても、 独自の判断により本業務に必要であると思われる 業務がある場合、及び業務を行う上で、発注者 (本市) にメリットがあると思われる業務におい ては、積極的に提案すること。ただし、これに係 る経費は、提出する見積額に含むものとする。 ・1 部30頁以内にまとめること。 ・作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲 載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫 すること。 ・審査会の際に評価しやすいよう、別紙「評価基 準」に合わせて企画提案書をまとめること。
エ. 工程表	任意様式	・「仕様書等」の項目に沿って工程を整理するこ と。 ・本業務で策定する計画は、令和 6 年 2 月頃に環境

		省が募集することを想定している「重点対策加速化事業」への申請内容となる。応募の結果、不採択となった場合は、結果を踏まえ計画案のブラッシュアップを行うこと。
オ. 見積書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕様書等」の項目ごとに記載すること。（税込金額で記載） ・採用後は企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

② 提出期間

令和5年6月23日（金）～7月5日（水）午後5時

③ 提出方法

上記の期日までに持参（土日祝日を除く）または簡易書留郵便により富良野市へ提出（提出先は「11. 問合せ・書類等提出先」に記載）。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「11. 問合せ・書類等提出先」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。また、郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者（本市）は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退書（様式3）を持参または簡易書留郵便により富良野市へ提出すること。（提出先は「11. 問合せ・書類等提出先」に記載）

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年6月13日（火）～6月26日（月）午後3時

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式5）により行うこと。メールにて提出することとし、メール送信後にその旨を「11. 問合せ・書類等提出先」に電話連絡すること。電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

(3) 質問の回答

富良野市は、質問書を受理後7日以内に回答する。電話や口頭による照会対応は行わず、回答は電子メールによる。

7. 審査及び選定

富良野市職員で構成する「脱炭素ロードマップ推進計画策定支援業務プロポーザル審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査と選定をする。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

(配点は「評価点×乗率」にて算出する)

実績提案内容等	評価項目	評価基準	配点		評価点	乗率
業務体制	業務担当者の配置、役割分担、実績等	① 業務体制について、役割や責任を明確化し、担当者の能力（資格、実績）及び実働人員の確保、業務実施に向けての十分な体制が示されているか	10	10	1~5	2
業務実績	同種業務の受託実績	② 事業者として類似する計画策定の実績があり、ノウハウの蓄積があるか ※仕様書等8. 業務内容 <u>(9) ~ (10)</u>	10	10	1~5	2
提案内容	脱炭素に向けためざす姿と目標の設定	③ 本市の特性や課題を的確に把握し、めざす脱炭素社会の姿や目標が設定されているか ※仕様書等8. 業務内容 <u>(1) ~ (2)</u>	10	60	1~5	2
	市の複数施設への太陽光発電設備導入の調査手法・導入方式のあり方	⑤ 市の複数施設への太陽光発電設備導入について、設置可能な施設の選定、及びパネル規模や設置場所の調査・基本設計が適切であり、かつ、より多くの施設が第三者所有（PPAやリース）方式にて導入が図られる提案となっているか ※仕様書等8. 業務内容 <u>(3) ①</u>	25			

	提案の実現性	④	市民や事業者への再エネ・省エネ設備導入について、重点対策加速化事業の選定要件に合致する内容かつ、実現の見込める提案であるか ※仕様書等 8. 業務内容 <u>(3) ②</u>	15		1~5	3
	提案の先進性・モデル性・独創性	⑤	次世代エネルギーの導入や地域課題の解決、他地域への展開が期待できる先進性・モデル性の高い提案があり、また、計画の円滑な履行への創意工夫がみられるか ※仕様書等 8. 業務内容 <u>(3) ③~(7)</u>	15		1~5	3
提案能力	プレゼンテーション	⑦	提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か	10	10	1~5	2
	見積価格	⑧	見積価格を相対的に評価する ※仕様書等 8. 業務内容 <u>(8)</u>	5	5	1~5	1
合計				100			

評価点 5点(特に優れている)・4点(優れている)・3点(普通)・2点(劣っている)・1点(特に劣っている)

(2) プレゼン実施に関する事項

※ 参加者数により変更の可能性あり。詳細は別途連絡

① 開催日時・会場

令和5年7月10日(月)、会場は富良野市役所内を予定。

参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

② 参加人数 5名までとする。

③ 留意事項

プレゼンは30分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は参加事業者が準備すること。

8. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先（受託候補者）の特定

「脱炭素ロードマップ推進計画策定支援業務プロポーザル審査会」により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定に該当する。
- ② 最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。
- ③ 最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④ 最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤ 最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。
- ⑥ 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦ その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。
- ② 企画提案関係書類に記載した主たる担当者は、特別の理由により富良野市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 非特定理由に関する事項

- ① 見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。
- ② 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。

- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

11. 問合せ・書類等提出先

富良野市 市民生活部 環境課

住 所：〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

電 話：0167-39-2308（直通）

F A X：0167-23-1313

Eメール：kankyou-ka@city.furano.hokkaido.jp